

新型コロナウイルス感染症に対する動物実験継続計画（ACP: Animal Experiment Continuity Plan）

R3.8.18現在

レベル	状況	動物実験		
		常三島地区	蔵本地区	その他の地区(石井地区)
0	平常時(全国的にほぼ収束した状況)	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり
1	とくしまアラート「感染観察」又は「感染観察(注意)」が発動されている状況	・現行飼育状況の適正化 ・繁殖ケージの見直し ・実験計画の見直し(新規実験の延期および実験規模の縮小等)	・現行飼育状況の適正化 ・繁殖ケージの見直し ・実験計画の見直し(新規実験の延期および実験規模の縮小等)	・現行飼育状況の適正化 ・繁殖ケージの見直し ・実験計画の見直し(新規実験の延期および実験規模の縮小等)
2	とくしまアラート「感染観察(強化)」又は「感染拡大注意(漸増)」が発動されている状況	・系統維持のための凍結保存の検討	・系統維持のための凍結保存の検討	・系統維持のための凍結保存の検討
3	<b>【蔵本地区、その他の地区(石井)】</b> ・とくしまアラート「感染拡大注意(急増)」が発動されている状況 又は ・徳島大学の学生や教職員に感染者が発生しているが、感染拡大の恐れがない状況	・動物実験の縮小依頼(新規実験の原則中止、継続実験の縮小) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の新規実験の原則中止 ・動物実験施設の入室回数・人数の制限(段階的に制限を実施)	・動物実験の縮小依頼(新規実験の原則中止、継続実験の縮小) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の新規実験の原則中止 ・動物実験施設の入室回数・人数の制限(段階的に制限を実施)	・動物実験の縮小依頼(新規実験の原則中止、継続実験の縮小) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の新規実験の原則中止 ・動物実験施設の入室回数・人数の制限(段階的に制限を実施)
	<b>【常三島地区】</b> 徳島大学の学生や教職員に感染者が発生し、キャンパス内に感染拡大の恐れがある状況	・動物実験の縮小依頼(新規実験の原則中止、継続実験の縮小) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の新規実験の原則中止 ・動物実験施設の入室回数・人数の制限(段階的に制限を実施) ・感染状況に応じてキャンパスごとに、レベル4の対応に移行する場合があります。	・動物実験の縮小依頼(新規実験の原則中止、継続実験の縮小) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の新規実験の原則中止 ・動物実験施設の入室回数・人数の制限(段階的に制限を実施) ・感染状況に応じてキャンパスごとに、レベル4の対応に移行する場合があります。	・動物実験の縮小依頼(新規実験の原則中止、継続実験の縮小) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の新規実験の原則中止 ・動物実験施設の入室回数・人数の制限(段階的に制限を実施) ・感染状況に応じてキャンパスごとに、レベル4の対応に移行する場合があります。
4	徳島大学の学生や教職員に複数の感染者が発生し、かつ、感染が拡大している状況	・動物実験の縮小指示(レベル5に移行した場合、数日以内に停止できる範囲での実施) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の継続実験の原則中止 ・動物実験施設の入室資格・回数・人数の制限(段階的に制限を実施)	・動物実験の縮小指示(レベル5に移行した場合、数日以内に停止できる範囲での実施) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の継続実験の原則中止 ・動物実験施設の入室資格・回数・人数の制限(段階的に制限を実施)	・動物実験の縮小指示(レベル5に移行した場合、数日以内に停止できる範囲での実施) ・継続実験スケジュールの提出 ・感染動物実験(BSL2、BSL3)の継続実験の原則中止 ・動物実験施設の入室資格・回数・人数の制限(段階的に制限を実施)
5	とくしまアラート「特定警戒」が発動され、かつ、徳島県知事より大学が休校要請されている状況	・危機対策本部長の許可の下、登録制による入室資格・時間・回数・人数の制限 ・系統維持の必要最小限の飼育のみとし、ケージ交換は必要最小限にとどめる ・飼育の継続が困難と判断した場合、実験動物管理者が実験責任者または研究者と協議し、安楽死処分の最終判断を下すことがある ・中大動物の飼育は個別相談	・危機対策本部長の許可の下、登録制による入室資格・時間・回数・人数の制限 ・系統維持の必要最小限の飼育のみとし、ケージ交換は必要最小限にとどめる ・飼育の継続が困難と判断した場合、実験動物管理者が実験責任者または研究者と協議し、安楽死処分の最終判断を下すことがある ・中大動物の飼育は個別相談	・危機対策本部長の許可の下、登録制による入室資格・時間・回数・人数の制限 ・系統維持の必要最小限の飼育のみとし、ケージ交換は必要最小限にとどめる ・飼育の継続が困難と判断した場合、実験動物管理者が実験責任者または研究者と協議し、安楽死処分の最終判断を下すことがある ・中大動物の飼育は個別相談

※ ACPのレベルの適用は、原則として全学単位ですが、学内における感染状況に応じてキャンパスごとにレベルを判断することがあります。

※ この計画は、今後の状況に応じて随時見直しを行うことがあります。